

# 第 1 章

計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

近年、我が国を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展並びに国際化・情報化の進展等により、私たちの生活や家族の形態、地域社会のありようにさまざまな影響を与えています。

加えて、世界金融危機を発端とした戦後最大の世界同時不況の中、わが国経済は長期低迷を続け、非正規労働者の増加など雇用環境の悪化と貧困・格差の拡大に直面しています。

このような社会経済情勢のもと、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、生き生きと生活することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題となっています。

本市では、平成3年(1991年)に「第一次川越市女性計画」を策定し、女性問題の解決のためさまざまな取組を進めてきました。

また、平成13年(2001年)に策定した「第二次川越市女性計画(かわごえ男女共同参画プラン)」では、取組の視点を女性政策から男女共同参画へと質的に転換し、男女が自立して生きられる社会の実現を目指し、施策を展開してきました。

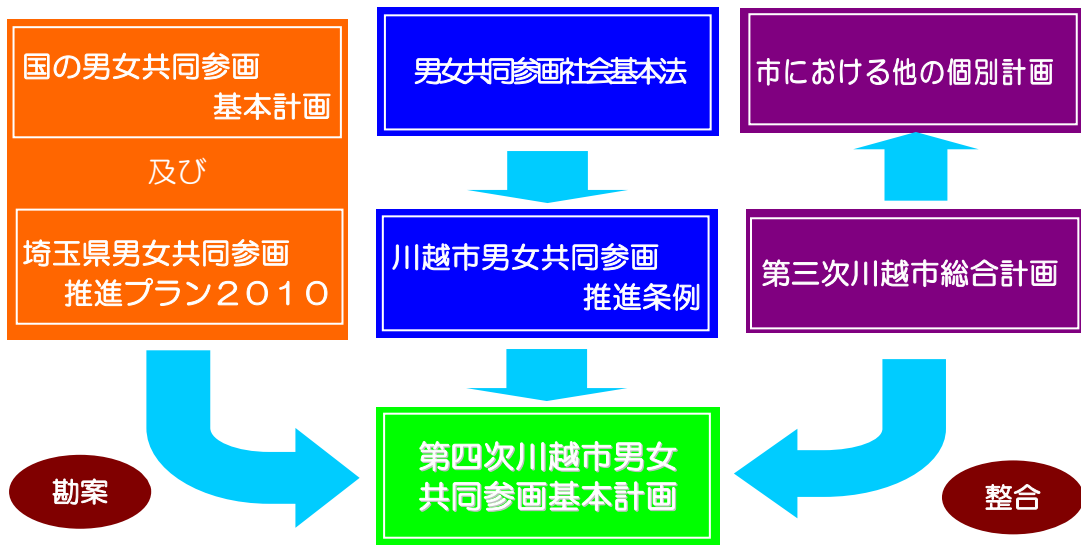
平成13年(2001年)12月には、本市における男女共同参画を総合的・計画的に推進し、豊かで活力ある川越を築くため、「川越市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

更に、平成18年(2006年)に策定した「第三次川越市男女共同参画基本計画(かわごえ男女共同参画プランⅢ)」(以下「第三次計画」という。)では、特に力を入れて取り組む重点施策やこれに対する評価指標を設定し、男女共同参画社会の実現に向け、より着実かつ重点的に施策を推進してきました。

この度、平成22年度(2010年度)をもって第三次計画の計画期間が終了するため、社会経済情勢の変化から生じた新たな課題に的確に対応し、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、(仮称)「第四次川越市男女共同参画基本計画(かわごえ男女共同参画プランⅣ)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

## 2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び第 8 条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を勘案して策定するものです。
- 本計画は、「第三次川越市総合計画」や市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、「川越市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果や市民の意見を尊重して策定するものです。



## 3 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 23 年（2011 年）度から平成 27 年（2015 年）度までの 5 年間とします。

## 4 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

国連は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」をテーマとした「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）をメキシコシティで開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。

また、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）を「国連婦人の10年」とし、世界各国で女性の地位向上のための施策を、重点的に取り組むこととしました。昭和54年（1979年）には政治・経済・社会・文化等、あらゆる分野における女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、各国の取組はなお一層推進されることとなりました。

昭和55年（1980年）の「コペンハーゲン会議」（第2回世界女性会議）に続き、昭和60年（1985年）の「国連婦人の10年ナイロビ会議」（第3回世界女性会議）において、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択し、「国連婦人の10年」を締めくくりました。

平成7年（1995年）北京で開催した「第4回世界女性会議」では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。「行動綱領」では、平成12年（2000年）までの5年間に優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12の分野における戦略目標を示しました。

そして、平成12年（2000年）にニューヨークで開催した「女性2000年会議」において、「行動綱領」の達成状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」いわゆる「成果文書」を採択しました。

更に、北京会議から15年がたった平成22年（2010年）、ニューヨークの国連本部において141か国の代表団及び464のNGO等が出席し、第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。

## (2) 国及び埼玉県の動き

政府は、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 50 年（1975 年）総理府に婦人問題企画推進本部を設置するとともに、昭和 52 年（1977 年）には今後 10 年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取組を推進することとなりました。

ことに「男女雇用機会均等法」の制定や「民法」「戸籍法」の改正など男女平等に関する法律や制度面の整備により、昭和 60 年（1985 年）には「女子差別撤廃条約」を批准するに至りました。

昭和 62 年（1987 年）、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3 年（1991 年）には固定的な性別役割分担意識の解消と女性のあらゆる分野における参画を図るため、第一次改定が行われました。

平成 8 年（1996 年）には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言」「行動綱領」や、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

更に、わが国における男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 11 年（1999 年）6 月「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、翌 12 年（2000 年）12 月には同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

国内の推進体制としては、平成 13 年（2001 年）に内閣府に国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が男女共同参画局に改編され強化されました。法律面においても、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定、平成 16 年（2004 年）及び 19 年（2007 年）の DV 防止法の改正や、平成 21 年（2009 年）の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により整備が図られてきました。

この度、平成 17 年（2005 年）の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を経て、平成 22 年（2010 年）には、新たに「男女共同参画基本計画（第 3 次）」を閣議決定し、わが国における男女共同参画社会の実現に一層取り組んでいこうとしています。

埼玉県では、こうした国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（昭和 54 年度から昭和 60 年度まで）、「男女平等社会確立のための埼玉県計画」（昭和 61 年度から平成 7 年度まで）、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」（平成 7 年度から平成 13 年度まで）を策定し、男女共同参画社会の形成に努めてきました。

平成 12 年(2000 年)3 月には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 14 年度(2002 年度)には、埼玉県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、施策の推進を図ってきました。この計画の中間年にあたる平成 19 年(2007 年)には、この間の社会経済情勢の変化や新たな県民ニーズに対応するため、計画の見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し取組の一層の充実を図っています。

また、近年の社会経済情勢を踏まえて、平成 21 年(2009 年)から男女共同参画推進センターや併設する女性キャリアセンターにおいて、精神面を含めた相談や就労につなげるための講座などを実施し、経済的に困難な女性をはじめとする女性の就労支援に努めています。

### (3) 本市の取組

本市では、平成 3 年(1991 年)、「男女が共に尊重しあい、共に支えあって発展する男女共同参画型社会の形成」を目指した「川越市女性計画ー男女ともに善く生きるためにー」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性の職域拡大等の施策の浸透を図るとともに、女性問題情報紙の発行、女性フォーラム、女性大学講座の開催等により女性政策の推進を図ってきました。

平成 10 年(1998 年)には、幅広い分野で活躍する女性団体のネットワークを広げ、市民と行政のパートナーシップを図るため「川越市女性団体連絡協議会」が設立されました。

平成 11 年(1999 年)、この協議会と市が共催で、全国の人口 30 万人以上の都市で構成する「第 10 回女性問題全国都市会議&イーブンライフ in 川越」を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成と意識の浸透を図るための取組を行ってきました。

こうした取組を更に充実し新たな課題に対応するため、平成 13 年(2001 年)4 月、第二次川越市女性計画をスタートさせるとともに、同年 12 月には条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、市、市

民及び事業者が一体となって取組んでいくことを明記しました。

平成 14 年（2002 年）7 月には、男女共同参画社会の促進に向けた、女性の自立支援と社会参画の促進を図るため、川越駅東口の「クラッセ川越」内に「川越市女性活動支援のひろば」を開館し、各種情報及び学習・交流の場を提供しました。また、同施設内において、女性のための「カウンセリングルーム」や「からだの相談」を設置したほか、平成 21 年度から市庁舎内で「女性相談」を開始するなど、相談体制の拡充を図ってきました。

一方、ドメスティック・バイオレンス等の対策としては、平成 18 年度に「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関のネットワーク化により、被害者の支援体制の整備・充実を図りました。更に、平成 22 年（2010 年）3 月には、DV防止と被害者支援のための諸施策を推進するため、「川越市DV防止と被害者支援に関する計画」を策定したところです。

しかしながら、平成 20 年（2008 年）に実施した意識調査によると、教育面では平等意識は進んでいるものの、社会通念や慣行などに、まだ多くの不平等感が残っていることがうかがえます。

第三次計画の実施率は、平成 21 年度（2009 年度）末で 98%となっておりますが、事業所に対する啓発活動において未実施事業が見られるなど、更に施策の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、平成 21 年（2009 年）12 月、「川越市男女共同参画審議会」からの答申を受け、平成 27 年度（2015 年度）までを計画期間とする本計画を策定しました。

## 5 川越市の現状と課題

### (1) 依然として根強い固定的性別役割分担意識

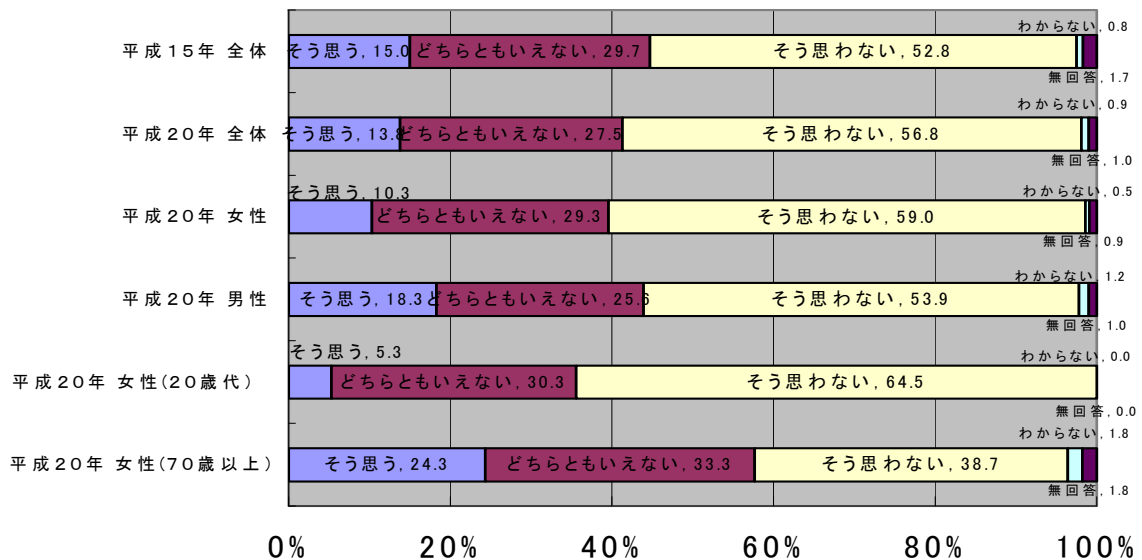
平成20年度に実施した意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について「そう思う」の肯定派は全体で13.8%、「そうは思わない」の否定派は全体では56.8%となっています。前回調査と比較すると、肯定派は1.2%減り、否定派は4%増えており、徐々にではありますが、固定的性別役割分担意識を否定する人の割合は増えています。

しかしながら、女性では「そう思う」の肯定派は10.3%なのに対し、男性の肯定派は18.3%と女性より高くなっています。

また、年代別に見ると、20歳台女性の肯定派は5.3%なのに対し、70歳以上の女性では24.3%となっており、性別や年代によって、依然として固定的性別役割分担意識が根強いといえます。

このようなことから、今後も多様な手法を駆使して、意識啓発に努める必要があります。

「男は仕事、女は家庭」をどう思うか



資料：「意識調査」より

※グラフの数値の合計は、設問の回答者数を百分率にする際、小数点第2位を四捨五入するため、必ずしも100%にならない場合があります。(以下同様)



## (2) 各種審議会への女性の登用率

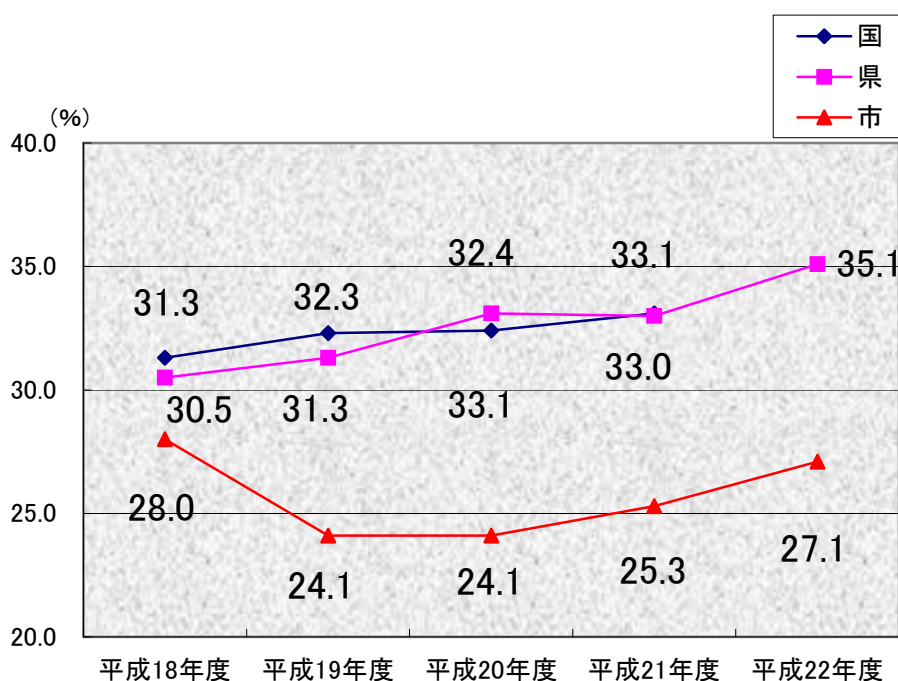
平成18年度からスタートした第三次計画では、「各種審議会等への女性の登用促進」を重点施策の一つと位置づけ、計画の最終年度である平成22年度までに登用率を35%とする目標を設定いたしました。

そのため、平成18年4月には「川越市審議会等における女性委員の登用の促進に関する要綱」を策定するなどして登用促進に努めてきましたが、附属機関見直し等の影響もあり、平成22年4月現在27.1%と計画スタート時より低下している状況です。

少子高齢化が進む中、豊かで活力ある社会を築くためには、社会の構成員の半分を占める女性が政策・方針決定の場に更に参画していくことが必要です。

今後とも、女性の参画促進の重要性、必要性について理解を深めていただきながら、審議会委員等への女性登用率の向上や女性のいない審議会等の解消、また、各種委員会等への女性の登用を推進していくことが必要です。

### 各種審議会等における女性委員の比率



※各年度、国は9月1日現在。県、市は4月1日現在

※県、市は法律・条例設置の附属機関及び行政委員会

### (3) 就労環境と就労意識

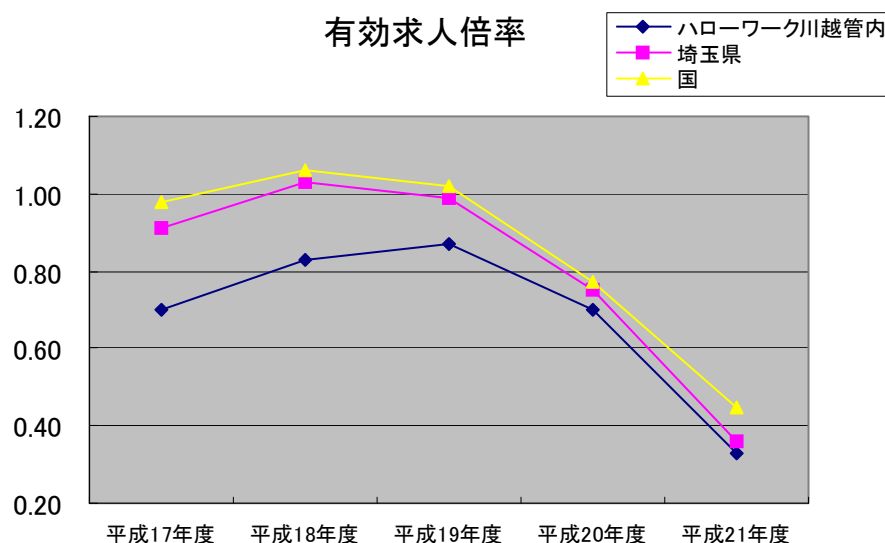
平成14年1月に底を打った国の有効求人倍率(0.50)は、翌年から徐々に上昇し、平成19年6月には1.07まで回復しました。しかしながら、平成22年9月には再び0.55まで悪化しています。ハローワーク川越管内(川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市)においてはより深刻で、平成22年9月時点で0.36となっています。

昨今の経済不況の深刻化・長期化などにより、雇用環境の悪化傾向が強まり、男性についても不安定な非正規雇用が増加し、生活困難に陥るリスクが高まっています。

平成20年度の意識調査における女性の就労についての考え方は、「子どもができれば仕事を辞めるが、子どもが成長したら再び職業に就いた方が良い」が全体で41.5%で最も多く、「結婚しても子どもができて職業を持ち続けた方が良い」が31.5%と続いています。前回調査と比較すると、前者は0.6%減少、後者は3.3%増加しており、徐々にではありますが就労を継続したいと考える人の割合は増加しています。

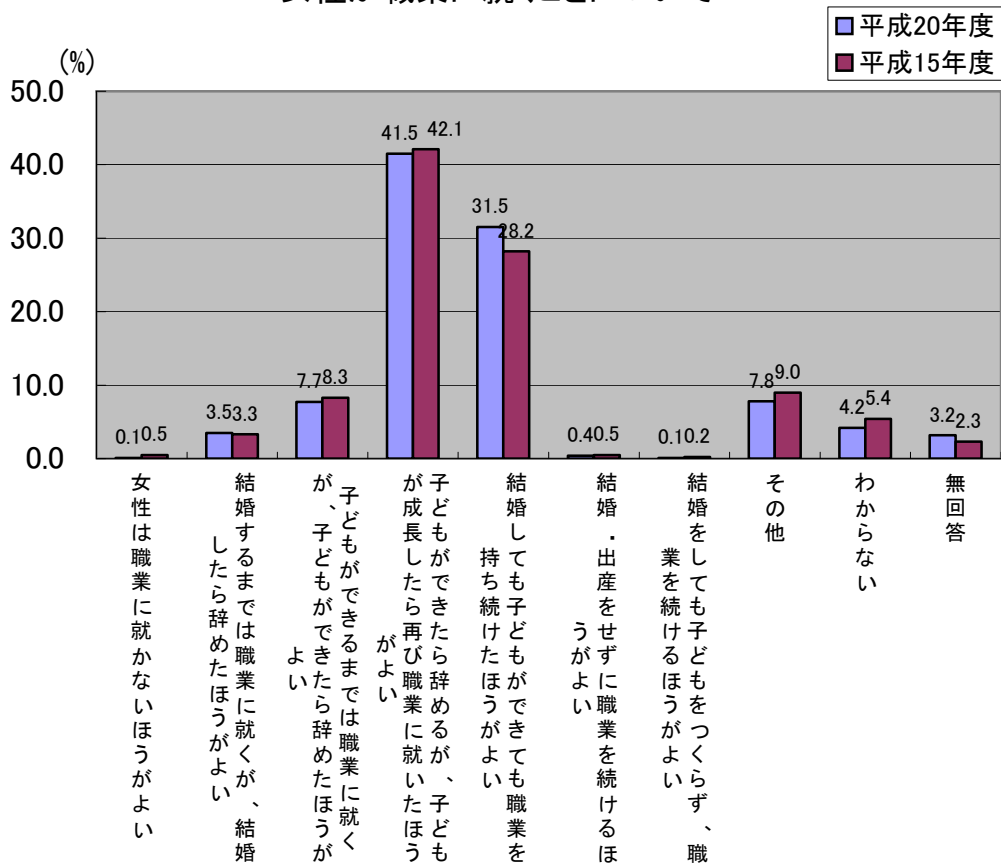
しかしながら、本市における平成18年度から平成22年度までの保育所定員数は増加しているにもかかわらず、待機児童数は増加しており、就労環境は厳しい状況が続いています。

このようなことから、結婚・出産後も女性が働き続けることができるよう、子育て環境の充実や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、女性が働きやすい環境を整備していく必要があります。



※資料：国…厚生労働省「職業安定業務統計」  
県…埼玉労働局「一般職業紹介状況(全数)」  
ハローワーク川越管内…一般職業紹介状況  
※国・県の数値には、季節調整値を含みます。

## 女性が職業に就くことについて



資料：平成20年度「意識調査」より

## 川越市の保育所定員数及び待機児童数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所児童数(人)	2,580	2,655	2,655	2,655	2,735
待機児童数(人)	117	106	108	173	124

資料：川越市保育課

※保育所定員数は市内の施設の定員数

#### (4) DVの被害者支援

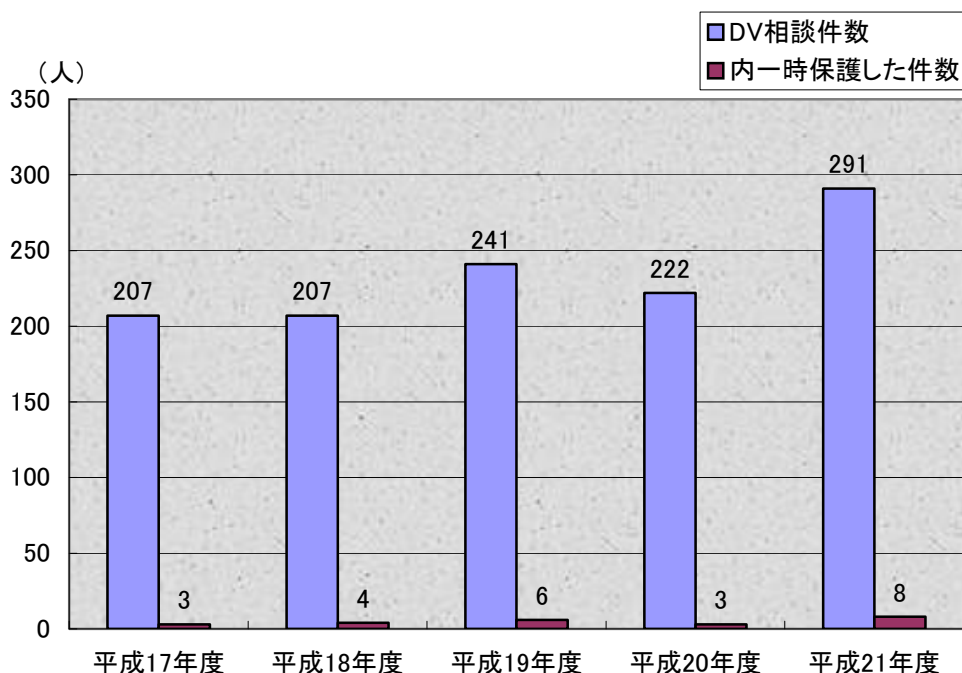
女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害するものですが、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という））は、近年、大きな社会問題となっています。

本市が受けたDVの相談や一時保護の件数は、増加傾向にあり、その内容も複雑化、深刻化しています。

これまで本市では、関係機関との連携を強化するため、平成18年度に「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置するとともに、平成22年3月には「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」を策定するなど、DVの防止と被害者支援に努めてきました。

今後は、平成21年度から開設した「女性相談」の体制を更に充実し、配偶者暴力相談支援センターの機能の整備も視野に入れ、より積極的にDVの防止と被害者の支援に取り組んでいく必要があります。

川越市におけるDV相談件数と一時保護した人数



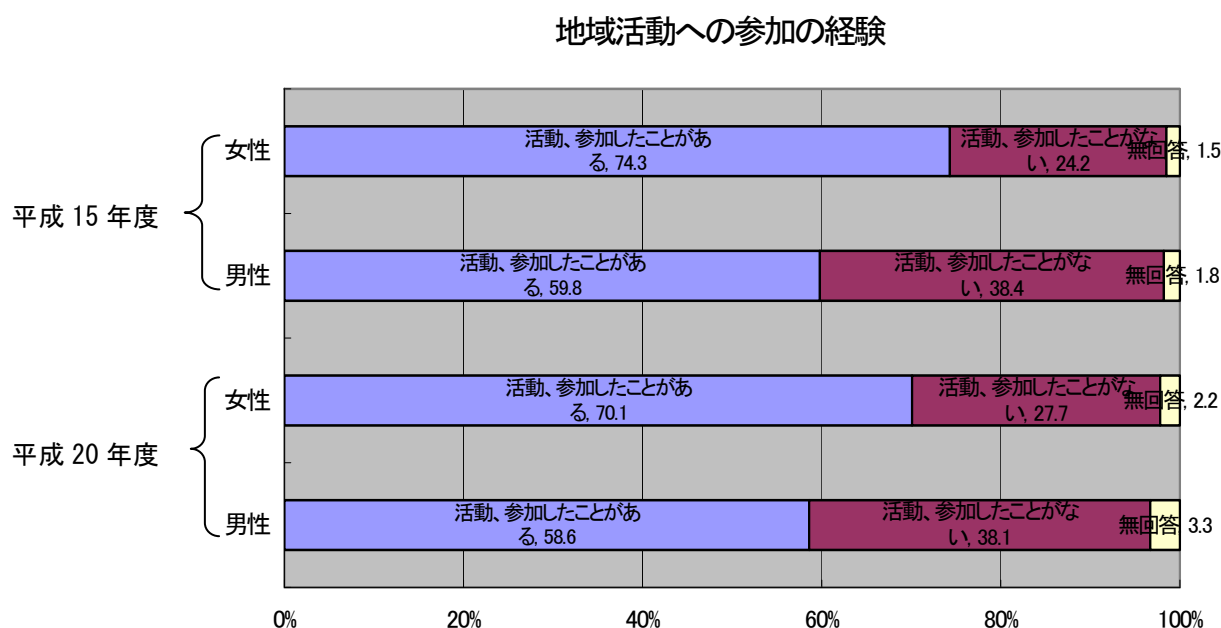
## (5) 男性の地域活動への参加

誰もが住み良いまちづくりを進めていくためには、男性も女性も積極的に地域活動に参画していくことが重要です。平成 15 年度の意識調査において、男性の地域活動参加経験は、59.8%と女性の 74.3%を大きく下回っていました。このため、第三次計画では重点施策として平成 20 年度までに地域活動に参加したことがある男性の割合を 70.0%にすることを目標に掲げました。

しかしながら、平成 20 年度の意識調査では、地域活動に「活動したり、参加したことがある」男性の割合が 58.6%と前回調査を下回っており、目標を達成することができませんでした。

「活動したり、参加したことがない」と答えた方に、どのような条件がそろえば参加できるか訊ねたところ、男性では「参加したい内容のものがある」が 37.1%で最も多く、「仕事(勤め、家業)が忙しくない」が 33.6%、「健康である」が 32.8%、「参加のきっかけがある」が 27.9%と続いています。

このことから、男性が参加しやすい環境づくりを推進するとともに、意識啓発や機会づくりに努めることが必要です。



資料：平成 20 年度「意識調査」より